

短期社債等に関する業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(振替口座簿の記録事項又は記載事項の証明等)</p> <p>第 70 条 機構加入者は、規則で定める方法により、機構に対し、自己の機構加入者口座に記録されている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法であって一般振替機関監督令第 24 条第 1 項第 1 号に掲げるものにより提供することを請求することができる。当該機構加入者口座に係る利害関係人(法第 128 条に規定する利害関係を有する者として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)についても、<u>正当な理由があるときは、同様とする。</u></p> <p>2 加入者は、その口座を開設している口座管理機関に対し、当該口座に記録又は記載されている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法であって口座管理機関に関する命令(平成 14 年内閣府・法務省・財務省令第 2 号)第 4 条第 1 項各号に掲げるものにより提供することを請求することができる。当該口座に係る利害関係人についても、<u>正当な理由があるときは、同様とする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正規定は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。</p>	<p>(振替口座簿の記録事項又は記載事項の証明)</p> <p>第 70 条 機構加入者は、規則で定める方法により、機構に対し、自己の機構加入者口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。当該機構加入者口座に係る利害関係人(法第 128 条に規定する利害関係を有する者として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)についても、同様とする。</p> <p>2 加入者は、その口座を開設している口座管理機関に対し、当該口座に記録又は記載されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。当該口座に係る利害関係人についても、同様とする。</p>

短期社債等に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(振替口座簿の記録証明書等の申請手続き)</p> <p>第31条 規程第70条第1項又は第2項の規定により振替機関等の備える振替口座簿の記録証明書の交付又は記録情報の提供を請求する者は、その口座を開設した振替機関等に対し、所定の振替口座簿記録事項証明書等請求書を提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。</p>	<p>(振替口座簿の記録証明書の申請手続き)</p> <p>第31条 規程第70条第1項又は第2項の規定により振替機関等の備える振替口座簿の記録証明書の交付を請求する者は、その口座を開設した振替機関等に対し、所定の振替口座簿記録事項証明書発行請求書を提出しなければならない。</p>

短期社債振替制度に係る手数料及びその料率の一部改正新旧対照表

新							旧						
<p>短期社債等に関する業務規程第59条の規定に基づく手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、発行者、発行代理人及び支払代理人、機構加入者並びに間接口座管理機関等は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>～（略） ・その他サービス</p>							<p>短期社債等に関する業務規程第59条の規定に基づく手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、発行者、発行代理人及び支払代理人、機構加入者並びに間接口座管理機関等は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>～（略） ・その他サービス</p>						
手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	課金方法	手数料	備考	手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	課金方法	手数料	備考
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	機構加入者・利害関係者	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付	交付時	1通につき定額	1通につき10枚まで500円（10枚を超えるものについて、10円/枚）	・社振法第128条 ・1通とは交付申請1回当りを指す。	振替口座簿記録証明書交付手数料	機構加入者・利害関係者	振替口座簿記録証明書の作成・交付	交付時	1通につき定額	1通につき10枚まで500円（10枚を超えるものについて、10円/枚）	・社振法第128条 ・1通とは交付申請1回当りを指す。
振替口座簿記録情報提供手数料	機構加入者・利害関係者	振替口座簿記録情報の作成・提供	提供時	1通につき定額	1通につき10頁まで500円（10頁を超えるものについて、10円/頁）	・社振法第128条 ・1通とは提供申請1回当りを指す。	(新設)						
情報照会料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	情報照会料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ダウンロード手数料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ダウンロード手数料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
FAX送信手数料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	FAX送信手数料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>・（略）</p>							<p>・（略）</p>						
<p>附 則</p> <p>この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。</p>													